

平成21年(ネ)第5763号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求控訴事件

控訴人 山田稔 外12名

被控訴人 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

控 訴 答 弁 書

平成22年1月22日

東京高等裁判所第20民事部 御中

被控訴人訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵



同 弁 護 士 山 岸



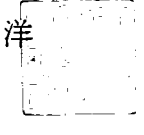
同 弁 護 士 大 塚 陽



同 弁 護 士 辻 崇



被控訴人訴訟復代理人弁護士 伊 藤 敬



目 次

第1	控訴の趣旨に対する答弁	4
第2	被控訴人の主張	
1	控訴理由書の概要	4
2	「差止請求の部分」について	6
3	耐性菌問題について	
(1)	「事案解明の重要性」との点について	6
(2)	ディフェンシン耐性菌出現に関する一般論について	
ア	控訴人らの主張の概要	7
イ	ディフェンシン耐性菌・抗生物質耐性菌同類仮説（仮称）（見かけ上の積極的根拠）に対する反論	9
ウ	提訴前作成証拠・提訴後作成証拠の二分に関する独自理論（仮称）（消極的根拠）に対する反論	
(ア)	提訴前作成証拠・提訴後作成証拠の二分に関する独自理論（仮称）の不合理性	12
(イ)	論文「抗菌蛋白質ディフェンシンの多様な機能特性」（甲3）について	13
(ウ)	Zasloff 論文について	15
エ	小括	18
(3)	ディフェンシン耐性菌出現の具体的立証について	
ア	控訴人らの「耐性菌出現の場所」なる主張について	19
イ	鑑定結果について	21
ウ	「予防原則」等の主張について	
(ア)	不適切な判例引用	22

(イ) 「予防原則」なるものの援用が不適切であること	23
(ウ) まとめ	24
エ 小括	24
(4) 「ディフェンシン耐性菌出現による深刻な脅威」なる	24
議論について	
(5) 原判決の正当性（耐性菌問題について）	25
4 その他の問題について	
(1) 緒論	27
(2) カルタヘナ法違反との主張について	28
(3) 交雑問題について	29
(4) 「補足－生命科学の基本的視点について－」について	32
5 付記 一本件GMイネ及び本件栽培実験の有する意義	
(1) 被控訴人の責務	33
(2) 遺伝子組換え技術の普遍性及び有用性	33
(3) 本件GMイネ及び本件栽培実験の有用性及び不可欠性	34
(4) 小括	35
第3 結論	35

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴をいずれも棄却する
 - 2 控訴費用は控訴人らの負担とする
- との裁判を求める。

第2 被控訴人の主張

1 控訴理由書の概要

- (1) 控訴人ら提出にかかる控訴理由書は、多数に上る項目を挙げ、本件の具体的事案に即した議論を離れて、生命観・自然観にまで言及する幅広い内容を含むものとなっている。

しかしながら、そもそも、本件訴訟は、控訴人らが、被控訴人に対し、被控訴人実施にかかる平成18年度遺伝子組換えイネ（以下「本件GMイネ」という）の野外作付け実験（以下「本件栽培実験」という）の差止めと、本件栽培実験の実施により被った精神的損害の賠償を求めた事案であり（原判決1頁「第2 事案の概要」参照）、法律上所定の効果を導くに足る事実及び証拠の是非が議論の対象となっているにすぎない。

- (2) すなわち、本件訴訟の審理対象は、現在問題となっている遺伝子組換え技術及び同技術の農作物等への応用の是非、あるいは遺伝子組換え作物の野外実験一般を問題とするものではなく、あくまでも、「本件栽培実験により、被控訴人北陸研究センター付設の高田ほ場の周辺において稲作農業に従事している控訴人山田稔ら及び同控訴人らが生産するコメを主食とする消費者である控訴人佐藤ふじ枝らが、回復不能の損害を被る具体的な危険に直面しており、被控訴人に対し、本件裁

培実験の中止や損害賠償を求めることができるかどうか」である。

- (3) そして、控訴理由書に記載の控訴人らの主張は、いずれも既に訴訟係属から4年以上（本件訴訟に先行する仮処分申立事件を含めれば約4年半）が経過しているこれまでの訴訟手続の中で既に提出済みの主張を繰り返したに過ぎないものであり、特段の新たな主張は不見当である。本件では、充実した原審審理を経て、原判決が、詳細な事実認定と合理的な法適用を明瞭に判示しているところであるが、控訴人らの控訴理由をみるも、原判決を覆すに足る主張は一切見当たらない。

したがって、被控訴人の答弁としては、原判決の援用を以て必要かつ十分なものと思料するものであるが、念のため、本答弁書においても控訴理由に対して反論をしておくこととする。

- (4) かような次第で、本答弁書においては、原審における審理経過や主張整理結果等を反映して論じるものとした。すなわち、原審における審理経過や主張整理結果等に照らせば、控訴理由書についても、まず、「差止請求の部分」と「精神的損害の金銭賠償請求の部分」とに分けた上で、後者については「耐性菌問題」と「その他の問題」とに分けて把握することが妥当であり、控訴人らも「原告らは、二審の審理を『耐性菌問題』に絞り、」（控訴理由書35頁、下から7行目）などと述べている以上、この整理について特段の異議はないものと思料される。

控訴人らの請求	差止請求	訴訟要件（訴えの利益）の問題
	精神的損害の	耐性菌問題
	金銭賠償請求	その他の問題

- (5) 以下、かような整理に従って、控訴理由書に対する被控訴人の反論

等を述べることとする。

2 「差止請求の部分」について

(1) 原審は、控訴人らの請求のうち差止請求について、「原告らが差止めを求めている平成18年実験を含む本件栽培実験が既に終了していることは、前提事実(4)のとおりであるから、原告らの請求のうち平成18年実験の差止めを求める部分は、訴えの利益を欠く不適法なものであり、却下を免れない」(原判決11頁「第3 当裁判所の判断」、「1 争点(1) (平成18年実験の差止めを求める原告らの訴えの利益(本案前の争点))について」と判断しているところ、控訴理由書を子細に検討しても、この点に関する原審の判断に反論する記述は一切存在しないばかりか、かえって、「現在、被告の野外実験は終了した。見た目には実験場の上越市には平穏が戻ったかのようである」(控訴理由書6頁、下から8ないし7行目)として、差止めの対象とする平成18年実験が適切に終了しており、訴えの利益が存在しないことを自認している。

(2) 控訴人らが何故に訴えの利益なき訴訟追行に固執するのかは理解しがたいが、いずれにせよ、控訴人らの控訴の趣旨第2項の平成18年実験の差止めを求める部分については、控訴の理由がないことが法律上明らかであり、棄却の判断を免れ得ない。

3 耐性菌問題について

(1) 「事案解明の重要性」との点について

ア 耐性菌問題に関連して、まず、控訴人らは、控訴理由書「第2、本裁判が提起する事案解明の重要性について」において、控訴人らが事案解明を求める理由について縷々述べる。

イ しかしながら、控訴人らによるディフェンシン耐性菌発生の有無の議論は、そもそも、「現に発生した事実を、法律上どのように解明するか」というものではなく、「事実として存在せず、故に、控訴人らとしても立証が不可能な事柄を、科学的仮説として議論を試みる」というものであり、法律上・裁判上の議論ではなく、科学上・空想上の議論である。

もちろん、控訴人らが「ディフェンシン耐性菌」なるものを具体的に提示したことはなく、その存在が確認されたこともない。

ウ 以上の次第で、「耐性菌発生の有無」云々については、「ディフェンシン耐性菌」なるものが空想上の産物で具体的に存在しない以上、科学上のフィクションとしてはさておき、「具体的に発生した事実¹に法律を適用する裁判というシステム」における議論としては本質的に意味をなさないものであるから、被控訴人としては、この点につき、特段の反論を要しないものと思料する。

(2) ディフェンシン耐性菌出現に関する一般論について

ア 控訴人らの主張の概要

(ア) 控訴人らは、控訴理由書において、ディフェンシンによる耐性菌出現の一般的可能性の点につき、「抗生物質による耐性菌出現の類推」(以下「ディフェンシン耐性菌・抗生物質耐性菌同類仮説(仮称)」という)のみを積極的根拠とし、そのほかに、消極的根拠として、被控訴人側の証拠には信用性の高い「①. 本訴訟(仮処分も含む。以下、同じ)提訴前から存在する証拠。」と信用性の低い「②. 本訴訟提訴後に作成された証拠。」の2種類が存在する(以下「提訴前作成証拠・提訴後作成証拠の二分に関する独自理論(仮称)」

という) などとし、本件訴訟の係属後に作成された被控訴人提出にかかる各書証はいずれも後者に属するものであって信用性が低いと主張しているようである。

(イ) そして、控訴人らは、これらの議論に基づいて、原判決には、ディフェンシン耐性菌・抗生物質耐性菌同類仮説(仮称)に関する判断が示されていないという違法がある旨を主張しているようである。

(ウ) しかしながら、控訴人らが唯一の積極的根拠として挙げるディフェンシン耐性菌・抗生物質耐性菌同類仮説(仮称)についても、“類推が可能であることの積極的理由”が主張されることはなく、単に、「被控訴人がディフェンシン耐性菌・抗生物質耐性菌同類仮説(仮称)を否定する理由が誤っている」ことを理由とするのみであり、命題の論理的解釈上もおおよそ支持され得ない。

控訴人らの主張 (ディフェンシン耐性菌出現に関する一般論について)	
見かけ上の積極的根拠	「ディフェンシン耐性菌・抗生物質耐性菌同類仮説(仮称)」を展開するが、当該仮説を支える理由は、「被控訴人がこれを否定する理由が誤っているから」との主張のみであり、実質的には“消極的根拠”に過ぎない。
消極的根拠	「提訴前作成証拠・提訴後作成証拠の二分に関する独自理論(仮称)」に依拠して、被控訴人の提出にかかる証拠の信用性を争う議論。

(エ) かような「ディフェンシン耐性菌出現に関する一般論に対する(実質的な)積極的根拠」を一切提出できない控訴人らの主張構造自体が、控訴人らの主張に理由がないことの何よりの証左であるが、

この点は別としても、控訴人らによる（見かけ上の）積極的根拠及び消極的根拠のいずれも合理的な理由のない誤ったものであることから、以下、この点について詳細に反論することとする。

イ ディフェンシン耐性菌・抗生物質耐性菌同類仮説（仮称）（見かけ上の積極的根拠）に対する反論

（ア） 控訴人らは、控訴理由書において、被控訴人が、「抗生物質による耐性菌出現」と「ディフェンシンによる耐性菌出現」とは別個独立の事象であって、前者から後者を類推することはできないとする理由について、「被告の論拠は、抗生物質による耐性菌は耐性遺伝子の伝播により出現するのに対し、ディフェンシン耐性菌は遺伝子の突然変異により出現し、両者は耐性菌発生の原理を異にするからである」（控訴理由書7頁、下から12ないし9行目）などと曲解した上で、自らが一方的に曲解して断定した当該「被告の論拠」なるものに対し、「抗生物質による耐性菌でも遺伝子の突然変異と耐性遺伝子の伝播によるものの両方があり、ことは耐性菌の第一人者平松啓一民の意見書（甲107）を持ち出すまでもなく、微生物の教科書（甲115「標準微生物学」159～167頁）・文献（甲116「新・微生物学と抗生物質の基礎知識」74～76頁）にも載っている常識である」（同頁、下から8ないし4行目）などと批判を加えている。

（イ） しかしながら、被控訴人は、そもそも、ディフェンシン耐性菌・抗生物質耐性菌同類仮説（仮称）を否定する理由として、「自然界に既に耐性遺伝子として存在している遺伝子が、新たな突然変異による耐性の出現よりも遙かに高い確率で他の菌に伝播することが

抗生物質耐性の本質であること」を述べているのであって、抗生物質耐性について、それが新たに突然変異によって、出現する可能性を否定しているわけではなく、「抗生物質による耐性菌は耐性遺伝子の伝播により出現するのに対し、ディフェンシン耐性菌は遺伝子の突然変異により出現し、両者は耐性菌発生の原理を異にする」などと主張していない。

- (ウ) また、控訴人らは、「抗菌タンパク質による耐性菌の場合も、突然変異と耐性遺伝子の伝播によるものの両方があることは甲71の木暮意見書(2)9～13頁で明らかにした通りである」(控訴理由書7頁、下から4ないし1行目)と述べるが、ディフェンシン耐性について、そのような既存の耐性遺伝子の伝播による他の菌への伝播が認められていないことは、被控訴人が原審における平成18年3月31日付「準備書面(2)」12頁以下で、科学的知見に基づいて詳述しているところであるため、以下に主な部分を引用する(なお、この点に関する控訴人らの反論は不見当である)。

抗生物質に対する耐性菌は、一般的にもともと耐性を有しない菌が他の耐性菌から抗生物質を分解・不活性化する酵素遺伝子を獲得すること等で出現するものであり、「抗生物質に対する耐性」という性質が菌から菌へと伝達されるというメカニズムを有している。

これに対し、ディフェンシンに対する耐性は、もともとディフェンシンに対する耐性を有しない菌が、外部、すなわち変異源等(ニトロソグアニジン等)の作用を受け、ディフェンシンのターゲットとなる分子が、DNAレベルでの変異を起こすことによるものである。

従って、菌から菌へとディフェンシン耐性が伝達されることはなく、原告の主張は科学的根拠を欠いたものと言わざるを得ない（乙20）。

抗生物質耐性菌の議論と カラシナディフェンシン耐性菌の議論との比較		
	抗生物質に対する耐性 菌の議論	カラシナディフェンシンに 対する耐性菌の議論
発生過程	一般的に他の耐性菌から抗生物質を分解・不活性化する酵素遺伝子を獲得すること等で出現	突然変異により発生する
発生の蓋然性	あり	低い
耐性の伝達の仕組み	抗生物質を分解・伝達する酵素遺伝子のコピーによる	遺伝子のコピーにより伝達されるという性質を持たない
増殖性	抗生物質の存在下では、多くの種類の菌が死に絶えるため、耐性菌の増殖する余地が広く、この点において爆発的に増殖する可能性がある	ディフェンシンの存在下では、影響を受ける菌の種類が極めて限定されているため、耐性菌が増殖する余地が少なく、爆発的に増殖することはない
種を超えた伝達の有無	種を超えて伝達される	種を超えて伝達されることはない
ヒトに対す	抗生物質の効き目が失	カラシナに対する病原菌が

る脅威	われるという意味において、医療の観点から問題となりうる	カラシナディフェンシンの耐性を獲得した場合、カラシナにとっては脅威となりうるが、これがヒトに対する脅威となるものではない
-----	-----------------------------	--

上記表で整理したとおり、抗生物質の議論とディフェンシンの議論は全く異なるものである。

ウ 提訴前作成証拠・提訴後作成証拠の二分に関する独自理論（仮称）
（消極的根拠）に対する反論

（ア） 提訴前作成証拠・提訴後作成証拠の二分に関する独自理論（仮称）
の不合理性

a 前記アのとおり、控訴人らは、「被控訴人側の証拠には信用性の高い『①. 本訴訟（仮処分も含む。以下、同じ）提訴前から存在する証拠』と信用性の低い『②. 本訴訟提訴後に作成された証拠』の2種類が存在する」などという提訴前作成証拠・提訴後作成証拠の二分に関する独自理論（仮称）を展開し、本件訴訟の係属後に作成された被控訴人提出にかかる各書証はいずれも後者に属するものであるから信用性が低く、それ故「取り上げるに足りない」（控訴理由書12頁、下から7行目）などと主張する。

b しかしながら、「各種の証拠がどのような場合にどの程度の証拠価値を有するかについても、現行法上規定はなく、一般的な法則もない。書証の方が人証よりも証拠価値が高く、あるいは、第三者の証言の方が当事者本人の供述よりも信用性が高いといったような一般的な証拠法則は、存しない。これらの点は、自由心

証主義の下で裁判所の自由な心証による判断に委ねられる（現行法247条）」（門口正人編集代表『民事証拠法体系第2巻総論Ⅱ』青林書院85頁）というのが、証拠の証明力、信用性、証拠価値の判断における大前提であり、控訴人ら主張の提訴前作成証拠・提訴後作成証拠の二分に関する独自理論（仮称）のような証拠法則が存在しないことは明らかである。

c すなわち、訴訟係属前から存在する公表文書は、ディフェンシントンパク質一般の研究成果及び種々のアブラナ科作物ディフェンシン遺伝子を用いた組換えイネの研究に関するものであり、一方、係属後に作成された文書は、本件訴訟の審理に資するため、カラシナディフェンシン遺伝子を導入して隔離ほ場栽培実験で使用した7系統のイネに関して作成されたものであるが、前者及び後者の中で述べられた所見は、すべて作成者の科学者としての見識・経験に基づいたものであって、必要に応じて文献の引用も正確に行っており、いずれの証拠価値も極めて高いものと言うべきである。

d このように、証拠の信用性は、それが作成された時期のみで決定されるわけではないことは当然であり、証拠の内容はもちろん、当該証拠の性質、他の証拠との整合性をはじめとするあらゆる要素を考慮した上で、当該事案に即した具体的判断を要するものである。

いずれにせよ、提訴前作成証拠・提訴後作成証拠の二分に関する独自理論（仮称）は、法律上およそ採用され得ない。

(イ) 論文「抗菌蛋白質ディフェンシンの多様な機能特性」（甲3）に

ついて

- a なお、控訴人らは、甲3について、訴訟係属前から存在する信用性の高い証拠としつつ、「被告論文は「作物の病害抵抗性育種を目指す際に常に問題となる大きな問題の一つとして、病原菌の変異による抵抗性崩壊があげられる」(233頁左段21～23行目)と記載されている。ここから、耐性菌の出現は抗菌剤開発における最重要課題の一つであるという研究者間の常識⁸を被告もまた共有していたことが分かる、「被告論文は「イネ育種の場合でも、特に真性抵抗性⁹遺伝子を持つ系統・品種は、しばしばこの問題に直面することが知られている。」(233頁左段23～25行目。アンダーラインは原告による)と記載されている。ここから、被告もまた、耐性菌出現の「一般的可能性」を認識していたことがうかがえる」(控訴理由書11頁)などと述べるが、甲3が言及している真性抵抗性遺伝子を有する品種での耐性菌の出現は、菌の表面構造の変異によって植物側がこれを滅ぼすべき病原菌と認識出来なくなり、植物の生体防御機構をかいくぐることによって起きるもの、すなわち病原菌の遺伝子型と植物の遺伝子型との相互作用の特異性によるものであり、本件訴訟における耐性菌出現の可能性とは本質的に全く異なるものである。
- b むしろ、被控訴人は、この真性抵抗性育種における抵抗性病原菌の出現の問題に対処することを目的として、本件GMイネ品種の作成を開始したものである。
- c したがって、被控訴人が本件栽培実験によりディフェンシン耐性菌が出現するなどと認識していたことなど一切なく(実際に、

本件栽培実験によりディフェンシン耐性菌が出現することはない)、甲3にもかような記載は存在しない。

(ウ) Zasloff 論文について

- a また、控訴人らは、甲3と同様、訴訟係属前から存在する信用性の高い証拠として、2005年 Zasloff 論文(控訴理由書においては「*Perron* らの論文」と記載。甲93)を根拠に、本件においてディフェンシン耐性菌は出現しないとする被控訴人の主張が誤りであると指摘するようであるが、この点については、被控訴人は、すでに原審において、平成21年5月7日付「準備書面(47)－原告準備書面(24)に対するその余の反論－」(7頁以下)により科学的知見に基づいて反論済みであるため、以下に主な部分を引用する(なお、この点に関する控訴人らの反論は不見当である)。

イ しかしながら、当該「*Zasloff* 博士や *Perron* らによる論文」(甲93)は、被告の理解するところを要約すれば、「抗菌活性を有するタンパク質に対する耐性菌は、タンパク質濃度を人為的にコントロールしながら上昇させ、最終的には自然条件下では存在し得ない高い濃度(半数致死濃度よりも高い濃度)に至らしめることで選抜可能となることが示された論文」であり、もともと医療用途で用いた場合に耐性菌が出現するか否かを検証することを目的として、実験環境を人為的に作出したラゴ実験の結果をまとめた論文である。

ウ すなわち、人為的条件下において、耐性菌を出現させ得るかを検討したというのが当該論文の実験の本旨であって(耐性菌

を人為的に作る実験)、自然条件下における事象を議論すべき本件(過去に行われたほ場実験という自然環境におけるディフェンシン漏出の有無の確認)とはおよそ無関係とも言うべきものである。

エ したがって、上記論文は、目的・条件(濃度条件)及び環境設計(人為的環境か自然的環境か)のそれぞれにおいて本実験と趣旨を異にしており、原告らが本件において「有益」な実験方法を提案するための資料にはなり得ない。

オ それどころか、かえって、上記論文は、「抗菌活性を有するタンパク質に対する耐性菌は、半数致死濃度よりも高濃度にすることで選抜可能となる」ことを明らかにしている以上、「本件鑑定実験の『 20 ng/m l 以下』という検出感度が、ディフェンシンが最も効果を示す菌である『イネいもち病菌』の半数致死濃度(約 1 ppm)に対してすら『約 50 分の 1 』という極めて精密な数値であるという意味において、『耐性菌の出現』との関係で科学的に有意なものとして十分機能する」とした被告の主張(被告準備書面(45)参照)を補強して証明するものとして機能するものである。

カ 原告ら提出の論文は、被告にとって有利となるべきものであり、この点を以てしても、原告らが果たして真摯に訴訟活動をしようとしているのか、被告としては首を傾げざるを得ない(なお、上記論文は、「抗菌活性を有するタンパク質に対する耐性菌は、抗菌タンパク質を含まない環境では、生育に不利になること」も明らかにしており、『耐性菌の出現』のためには、『耐性

の対象となる薬剤により他の微生物が死滅すること』及び『創成した耐性菌にとって、突然変異により獲得された耐性が、他の個体との生存競争に勝ち抜くために有利な性質として機能すること』が必要な条件となる」(被告準備書面(45)4頁「第2.2.(4)」)との被告の主張をも、補強・証明しているのである)。

- b すなわち、控訴人らの当該主張は、2005年 Zaslhoff 論文につき、「耐性菌を選抜するために周到な条件設定を行い、段階的に抗菌蛋白質の濃度を上昇させ、培養を継続することで耐性菌を選抜した」との本質的かつ重要な情報を捨象し、あたかも極普通にディフェンシン耐性菌が出現することを報じたかの如く誤導するものであって、何らの科学的・合理的根拠のないものであると言わざるを得ない。
- c なお、控訴人らは、原審において、2009年6月17日付「原告準備書面(25)」により、「それから3年後の2005年、当の Zaslhoff が試験管で抗菌蛋白質により耐性菌が出現するのを確認し、自身の前記主張(註:M.Zaslhoff:Nature,415,389(2002))の論文で、「抗菌ペプチドを基にした薬剤に対する耐性の獲得は起こりそうにない」と述べたこと)が誤りであったことを率直に認め(た)」(10頁本文、下から6ないし4行目)として Zaslhoff 論文を援用したが、被控訴人代理人から Zaslhoff 博士に対し、電子メールにより「(質問1) Zaslhoff 教授が2002年に科学雑誌 Nature に発表した論文(M.Zaslhoff:Nature,415,389(2002))において『抗菌ペプチドを基にした薬剤に対する耐性の獲得は起こり

そうにない』旨を記載したことは事実ですか」及び「(質問2) 上記1. において、『YES』の場合、『2005年に、Zasloff 教授において、上記主張が誤りであったことを率直に認めた』ことは事実ですか」との旨の質問を行ったところ(乙112)、同博士より「私の論文を注意深く読むことをお勧めします」、「事実ではありません」との回答が得られており(乙113)、控訴人らの言うような「当のZasloffが試験管で抗菌蛋白質により耐性菌が出現するのを確認し、自身の前記主張が誤りであったことを率直に認め(た)」なる事実は存在しないことが確認されている。

質 問 事 項	Zasloff 博士の回答
<p>1 Zasloff 教授が2002年に科学雑誌 Nature に 発 表 し た 論 文 (M.Zasloff:Nature,415,389(2002)) において 「抗菌ペプチドを基にした薬剤に対する耐性の獲得は起こりそうにない」旨を記載したことは事実ですか</p>	<p>私の論文を注意深く読むことをお勧めします</p>
<p>2 上記1. において、「YES」の場合、「2005年に、Zasloff 教授において、上記主張が誤りであったことを率直に認めた」ことは事実ですか</p>	<p>事実ではありません</p>

エ 小 括

以上のように、ディフェンシン耐性菌出現に関する一般論に関して控訴人らが主張する「ディフェンシン耐性菌・抗生物質耐性菌同類仮説(仮称)(見かけ上の積極的根拠)」及び「提訴前作成証拠・提訴後

作成証拠の二分に関する独自理論（仮称）（消極的根拠）」は、いずれも合理的理由のない空虚な議論に過ぎず、このことから明らかなように、原審においては、「理論上の一般的な議論の結果、本件においてディフェンシン耐性菌が出現しないことが明らかとなったことから、控訴人らの愁訴するディフェンシン耐性菌・抗生物質耐性菌同類仮説（仮称）なるものは当然に採用し得ないものとして、そもそも争点とされなかった」というに過ぎないのであって、原判決には、「ディフェンシン耐性菌・抗生物質耐性菌同類仮説（仮称）に関する判断がなされていない」などという控訴人ら主張の「事実認定の懈怠・理由不備」なる違法は存しない。

(3) ディフェンシン耐性菌出現の具体的立証について

ア 控訴人らの「耐性菌出現の場所」なる主張について

(ア) 控訴人らは、控訴理由書13頁において、「耐性菌出現の場所」なる主張として、「①. 耐性菌の出現の場所につき、原告らはイネ体外、体内、表面の場所を問わず、耐性菌が出現する現実的可能性があると主張したのに対し（訴状16頁①）、一審判決は、「イネ体外」に限定してしまい、イネ以外で耐性菌の発生の可能性を原告らが立証できなかったという一事をもって耐性菌の出現のおそれを全部否定し去った（15～17頁）」などと述べ、これを前提に、原判決には「(2)、原告主張に対する誤解」（控訴理由書14頁、8行目以下）なる違法がある旨を主張する。

(イ) すなわち、控訴人らは、「耐性菌の出現の場所につき、原告らはイネ体外、体内、表面の場所を問わず」、「一定濃度以上のディフェンシンが一定時間、菌と接触」（控訴理由書9頁、13行目）すれ

ば、ディフェンシン耐性菌が出現するというのである。

(ウ) しかしながら、2005年Zasloff論文(甲93)からも明らか
なとおり、「抗菌活性を有するタンパク質に対する耐性菌は、タン
パク質濃度を人為的にコントロールしながら上昇させ、最終的には
自然条件下では存在し得ない高い濃度(半数致死濃度よりも高い濃
度)に至らしめることで選抜可能となる」のであって、単に「一定
濃度以上のディフェンシンが一定時間、菌と接触する」のみではデ
ィフェンシン耐性菌は出現し得ないのであり、本件においては、「本
件栽培実験によりディフェンシン耐性菌が発生すると主張する機
序」とその正否こそが争点なのである。

(エ) それにもかかわらず、控訴人らは「耐性菌出現の場所」なる主張
を手掛かりに、「場所さえ限定しなければ耐性菌が発生するかのよ
うな議論」を展開するが、当該議論は、本件訴訟における争点であ
る「本件栽培実験によりディフェンシン耐性菌が発生すると主張す
る機序」の主張自体を放棄した無意味な議論と言わざるを得ない。

(オ) だからこそ、控訴人らは、「本件において、いかなる機序により
ディフェンシン耐性菌が出現し得るのか」との点につき、「①本件
GMイネ内部でディフェンシンが常時大量に生産される、②イネ内
部で生産されたディフェンシンがイネの外部に漏出する、③ディフ
ェンシンが様々な菌と接触する、④ディフェンシン耐性菌が出現す
る、⑤ディフェンシン耐性菌が増殖する、という機序」(原判決1
5頁、5ないし9行目。以下「控訴人ら主張機序」という)を自ら
主張し、(当該機序を否定する鑑定結果が出た本件口頭弁論終結時
に至るまでは)一貫してこれを維持していたのである。

- (カ) すなわち、控訴人らは、複数の科学者等の助力を得つつ、「最もディフェンシン耐性菌の出現しやすい機序」として控訴人ら主張機序を設定し、これに即した主張を展開し続けたところ、「本件GMイネからは、ディフェンシンが水田水中に漏出しない」との明確な鑑定結果が出るや否や、急遽、「ディフェンシン耐性菌出現の機序」のうちの一部分を構成するに過ぎない「場所の問題」を、機序全体の問題とすり替えようとしたものに過ぎない。
- (キ) したがって、原判決には、控訴人ら主張のような「(2)、原告主張に対する誤解」なる違法は存しない。

イ 鑑定結果について

- (ア) 控訴人らは、原審における「本件GMイネの内部において生産されたディフェンシンが、実際にその茎葉から水田水中に漏出するか」という端的な事項に関する鑑定（鑑定嘱託。以下「本件鑑定」という）について、原判決が「もっぱら本件鑑定の「鑑定は不能」という結果の一事をもって」（控訴理由書13頁、17ないし18頁）控訴人ら敗訴という結果を導いたと論難する。
- (イ) しかしながら、「本件鑑定の過程に不合理な点はなく、その実験結果及び結論に疑義を挟む余地はない」（原判決17頁、15ないし16行目）のであって、本件鑑定においては、「採取された水田水中にディフェンシンが検出されるかが鑑定事項とされたが、ディフェンシンは、検出され（ず）」（同頁、9ないし11行目）、かつ、「水田水から沈殿を回収し、沈殿にディフェンシンが吸着している可能性についても検討したが、この場合にも、ディフェンシンは検出されなかった」（同頁、12ないし14行目）という端的で明確

な鑑定結果が得られている。いずれにせよ、「不検出」という明瞭な結果が提出されている以上、どのように偏頗的に解釈しようが「鑑定不能」などという結果と読めないことは明らかである。

(ウ) したがって、控訴人らの本件鑑定に対する論難は前提において誤っており、この点においても原判決に違法はない。

ウ 「予防原則」等の主張について

(ア) 不適切な判例引用

控訴人らは、「事案解明の立証責任の検討」などとして、立証責任の転換を試みるが、控訴人らが引用する平成4年10月29日伊方原発訴訟判決は、

- (i) 「放射性物質」というものの存在自体、100年以上前に確認され、公知となっている
- (ii) また、「放射性物質」の人類への悪影響も、同様に社会的にも公知である
- (iii) 当該施設内部で核燃料の放射性物質の核分裂反応が維持され、常時、潜在的に明白かつ重大な危険性を内包していることが歴史的にも事実上証明されている

という原子力発電所の事案に関するものである。

ところが、本件は、

- (i) '「本件GMイネ産生ディフェンシン耐性菌」なるものは、控訴人らの空想上存在するに過ぎず、その現物は確認されていない
- (ii) '「本件GMイネ産生ディフェンシン耐性菌」なるものの植物・生物への悪影響、人類への悪影響についても一切不明で

ある

(iii) '「本件GMイネ産生ディフェンシン耐性菌」なるもののが、イネの栽培により出現した事実、ほ場において増殖して外部にも溢れ出た事実等は一切存在せず、このことは鑑定によっても支持されている

という状況であり、両者は危険の内包の有無や危険の性質といった本質的な部分において全く事情が異なるものであるから、控訴人らの主張する前記判決は、本件における援用の基礎を全く欠くものと言わざるを得ない。

なお、本件栽培実験は行政処分などではなく、本件訴訟は取消訴訟その他の行政訴訟とは大きく性質の異なる純然たる民事訴訟なのであって、この点においても、公定力ある行政処分を前提とした取消訴訟に関する前記判決は、本件について援用すべき基礎を欠くものと言わざるを得ないのである。

(イ) 「予防原則」なるものの援用が不適切であること

- a また、控訴人らは、そもそも何らの合理的な根拠のない人類滅亡仮説なる憶測や空想を前提に「予防原則」なる法源不明の規範を違法性の根拠として援用しようとするが、「科学的根拠の判然としない抽象的な危険性が存在し得ることを理由に「予防原則」といった観点から安全性を判断すべきであるとか、その観点からする安全性判断が不十分であることが違法事由となるとはいえない」（東京高等裁判所平成20年3月31日判決）のは当然の理であって、本件においても「予防原則」なる観点により立証責任が転換されるようなことはない。

b なお、控訴人らは、「予防原則に関する国内法」なるものとして「カルタヘナ議定書」(甲8)を挙げるが、当該議定書には控訴人らの主張する「立証責任の転換」を伴う「予防原則」なるものは何ら記載されていないし、かえって、被控訴人は、後記のとおり、本件において、当該議定書の的確かつ円滑な実施のために制定されたカルタヘナ法(同法は、第1条で「カルタヘナ議定書(以下「議定書」という。)の的確かつ円滑な実施を確保し、もって人類の福祉に貢献するとともに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする」と規定している)に違反することなく、本件栽培実験を適正に終了している。

(ウ) まとめ

よって、控訴人らの「予防原則」等に関する主張は、違法性を根拠づける規範としては何らの法源も確認できず、また、当該原則に立証責任転換の効果も読み込めない。いずれにせよ、「予防原則が適用され、立証責任が転換されるべき事案」(控訴理由書23頁、5ないし6行目)などではないことは明らかであるから、原判決には、控訴人らの主張する違法は一切存在しない。

エ 小括

以上のように、ディフェンシン耐性菌出現の具体的立証に関しても、原判決には何らの違法も存しないのである。

(4) 「ディフェンシン耐性菌出現による深刻な脅威」なる議論について

ア なお、控訴人らは、控訴理由書において、「(2)、ディフェンシン耐性菌出現による深刻な脅威」(控訴理由書8頁)なる項目を設けて、人類滅亡仮説について縷々説明するが、そもそも本件においてディフ

エンシン耐性菌は出現しないから人類滅亡仮説も科学的に何らの根拠のない空想に過ぎないものと言わざるを得ず、被控訴人としては特段の反論を要しないものと思料する。

イ 念のため付言すれば、控訴人らは人類滅亡仮説の主張において「殺虫剤、除草剤はヒトや多くの動植物が自ら作り出す物質でないから、ヒトや動植物はその耐性菌によって直接影響を受けることはない」（控訴理由書8頁、下から12ないし10行目）などと述べるが、殺虫剤や除草剤はそもそも菌を対象としておらず、殺虫剤耐性菌や除草剤耐性菌なるものは観念し得ず、「その耐性菌によって」などという議論は展開し得ないものであるし、「ディフェンシンはカラシナに限らず、ヒトや多くの動植物が生体防御のために自ら作り出す抗菌タンパク質である。そのため、カラシナディフェンシンに対する耐性菌が出現したとき、この耐性菌は《「交差耐性⁴」というメカニズムに基づき、カラシナディフェンシン耐性菌は、他の多くの動植物や昆虫が作り出すディフェンシン（カラシナディフェンシンと類似のディフェンシン）にも耐性をもつ可能性がある》（甲107平松意見書本文19～21行目）り、多くの生物の生体防御に多大な影響を及ぼす怖れがある」（同頁、下から10ないし3行目）などと述べるが、ディフェンシンは多種のタンパク質の総称であり、ディフェンシンと総称されるグループに含まれる個々のタンパク質の抗菌活性には対象となる菌への特異性があるため、一つの蛋白の抵抗性がすべてに及ぶことはない。

(5) 原判決の正当性（耐性菌問題について）

以上のように、耐性菌問題に関する控訴人らの議論は、いずれも何

らの合理性も存在しないため、原判決には、控訴人ら主張のような違法や誤りは存在しない。

なお、控訴人らは、「原告らは、二審の審理を「耐性菌問題」に絞り、それについて真の争点を明確にし、その争点に関する正確な科学的知見を得るために、知財裁判で日常的に実施されている技術説明会を、本裁判でも開催することが有益と考える」（控訴理由書35頁、下から8ないし5行目）として、耐性菌問題について、技術説明会の開催を求める。

しかしながら、本件では、原審において、裁判所及び当事者間で長期間に渡る十分な議論を経て争点が明確にされ、当該争点を決するものとして「被告の実験に対する原告らの批判を踏まえて行われた鑑定人佐藤文彦（京大生命科学研究科教授）による鑑定」（原判決16頁、17ないし18行目）、すなわち、「もっぱら控訴人らの要望によって、控訴人らの要望にかかる鑑定嘱託機関において、控訴人らの要望にかかる実験設計に基づいた再実験」が行われた上で、「ディフェンシンは検出されない」という明瞭な鑑定結果が提出されており、争点に対する事実が明らかに認定できている以上、技術説明会については開催する意味ないし必要性がまったく存せず、却って控訴人らが無用な「問題の蒸し返し」を企図しているものとしか考えられない。

すでに存在する特許のクレーム解釈や、先行技術や侵害品の利用技術との類似性等、現存する事実や具象が問題となっている場合であれば格別、「鑑定上漏出がないとされたディフェンシンについての、発生・存在すら確認されていない、人類がまだ見ぬ耐性菌」について、具体的事実を離れた仮説を積み重ねる討論を行ったところで、紛争解

決に寄与するものとはなり得ない。

被控訴人は、本件栽培実験に際しての説明会の開催等により情報提供を実施し、本件訴訟においてもすでに十分な技術情報を主張や証拠として提出しているのであって、技術説明会なるものを開催するメリットは存在せず、また、すでに鑑定事項が明瞭に確定し、これに対する鑑定結果が明らかとなり、争点に対する解決が得られている本件においては、いたずらに審理の遅延を招くものと言わざるを得ないから、当該技術説明会なるものは開催する必要がないし、すべきでない。

4 その他の問題について

(1) 緒論

ア 控訴人らは、控訴理由書において、「原告らは、二審の審理を「耐性菌問題」に絞り」（35頁、下から8ないし7行目）とし、耐性菌問題以外の点については、審理の対象から外すことを要望しており、カルタヘナ法違反や交雑問題の点について、原判決による「実体的にも手続的にもカルタヘナ法違反の事実はないというべきである」、「耐性菌の出現とその影響について記載しなかったことに違法はない」（原判決19頁、13行目以下）あるいは「被告が実施した交雑防止策が十分でなかったということはできない」、「本件GMイネと周辺の非組換えイネとの間に交雑の危険があるという原告らの主張は採用できない」（同14頁、下から2行目以下）との判断が正しいものと認めているに等しい態度をとっており、これらの点については、被控訴人による特段の反論を要しないものとも思われるところである。

イ もっとも、控訴人らは、控訴理由書において（原審での主張を繰り返すものに過ぎないが）一定の主張を記載しているため、被控訴人と

しては、念のため、これらの点についても反論することとした。

(2) カルタヘナ法違反との主張について

ア 控訴人らは、被控訴人による本件栽培実験の第一種使用規定承認申請書（甲1）における①ディフェンシン遺伝子の由来元について誤解を招くような記載があった点及び②ディフェンシン耐性菌の出現について記載していない点を論難し、カルタヘナ法違反を主張する。

イ しかしながら、被控訴人は、①の点については、かような記載がなされた経緯を説明した上で、既に農林水産省より了解を得ているし（乙23）、②の点については、そもそもディフェンシン耐性菌は出現しないのであるから、記載の必要性が存在しない。

ウ すなわち、本件栽培実験は、カルタヘナ法に基づき、学識経験者の意見聴取やパブリックコメントの手続きを経た後、農林水産大臣及び環境大臣の承認を得て、第1種使用規程に従って実施された隔離ほ場栽培実験であり（乙14）、手続的に何らの違法な点もなかった。

エ そして、本件訴訟に先行する仮処分申立事件の原審決定においても「手続的違法が存しない」旨の判断がなされ、かつ、東京高等裁判所においても、抗告審で同様の判断が、許可抗告審で控訴人らの抗告を許可しない旨の決定が、それぞれなされ、さらに、最高裁判所における特別抗告審においても我が国の司法府の最終判断として上記の各判断が維持されているものであるところ（乙1ないし4）、この点について、控訴人らは、原審におけるその後の本案審理においても、控訴理由書においても、いずれも仮処分申立事件における一連の審理で提出した以上の新たな主張立証を一切提出していないのであるから、控訴人らの主張は、既に我が国の司法府の確定した終局判断により解

決済みの議論を意味なく蒸し返すものと言わざるを得ない。

オ なお、控訴人らは、仮処分申立事件の後、原審において、甲第103号証及び104号証を提出しているが、その立証趣旨は第一種使用規定承認申請書（甲1）における前記①ディフェンシン遺伝子の由来元に関する記載についての誤解の存在を前提とするものであって、被告は、当該誤解を生じさせた経緯を説明の上、既に農林水産省よりこの点についての了解を得ている以上（乙23）、本件との関連性が認められるための前提事実を欠いている。

カ したがって、控訴人らのカルタヘナ法違反の主張は、実質的には、既に我が国の司法府の確定した終局判断により解決済みの議論を意味なく蒸し返すものと言わざるを得ず、本件においてカルタヘナ法違反はなかったのであるから、原判決には何らの誤りもない。

（3） 交雑問題について

ア 控訴人らは、交雑問題について、平成4年10月29日伊方原発訴訟判決を援用しつつ、被控訴人が本件栽培実験において実施した①距離的隔離策、②時間的隔離策及び③物理的隔離策が不十分であったとして、本件において交雑が起こる旨を主張する。

イ しかしながら、既に述べたとおり、控訴人らが引用する判例は、「放射性物質」の存在や人類への悪影響が公知であり、施設内部で核燃料の放射性物質の核分裂反応が維持され、常時、潜在的に明白かつ重大な危険性を内包していることが歴史的にも事実上証明されているものといえる原子力発電所に関するものであり、本件のように、（後述のとおり、十分な対応策の実施が確認されており）そもそも交雑という危険性自体が内包されているかが争われている局面とは全

く異なるため、当該判例を援用する基礎を欠くものであるから、控訴人らが主張するような「交雑の事実上の推認」なるものは観念し得ない。

ウ また、被控訴人は、平成17年実験及び平成18年実験のいずれにおいても、以下のとおり、農林水産省による「第一種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」（見直しまでの暫定的な措置を含む。以下「栽培実験指針」という）において交雑防止に必要とされる①距離的、②時間的、③物理的隔離策を、基準を大きく上回るかたちで十分に実施しており、周辺農家において生育中の一般のイネとの自然交雑の可能性はない。

	栽培実験指針の基準	平成17年実験	平成18年実験
① 距離的 隔離策	26m（平成17年） 30m（平成18年）	26m以上 （乙24）	30m以上 （乙24）
② 時間的 隔離策	出穂期で2週間程度	出穂期で2週間以上 （乙22）	出穂期で3週間以上 （乙22）
③ 物理的 隔離策	不 要	栽培区全体を不織 布で覆い、本件G Mイネ個体に袋か けを実施	栽培区全体を不織 布で覆う

エ そして、栽培実験指針は、平成17年に文化功労者として顕彰を受け（乙116）、東京大学農学部長、東京大学副学長及び秋田県立大学学長を務めた経歴もある、日本農学会会長である鈴木昭憲博士を座長とし、我が国の生命科学の最先端の科学者や有識者12名により構成される「『第1種使用規定承認組換え作物栽培実験指針』検討会」

(乙114の4)による慎重な検討を経ているものであり、仮にこれを不足と主張するのであれば、控訴人らの側でその十分な科学的根拠を示すべきであると言える。

オ なお、控訴人らは、控訴理由書において、

- (ア) 「二重の袋掛けも、イネの観察のため、被告職員が毎日、全体を不織布で覆った栽培区へ出入りする都度、直径0.04mm～0.02mmの花粉が出入り口のすきまから飛散するのは確実である」(控訴理由書32頁)などと述べるが、不織布で覆われた栽培区の入出口は二重構造(二重扉)となっており、「花粉が出入り口のすきまから飛散」することはなく、
- (イ) 「仮処分裁判所は、形式的、画一的な①の距離的隔離と②の時間的隔離が実効性を失ったことを踏まえて、③の物理的隔離につき、被告も想定外の二重の袋掛けの実施を命じ、この実行を担保にして初めて本GMイネの交雑の「安全性」の証明があると判断した」(控訴理由書、34頁)などと述べるが、当該物理的隔離策は、仮処分裁判所からの釈明に対して、被控訴人自身が説明したものであり、「この実行を担保にして初めて本GMイネの交雑の「安全性」の証明があると判断」したなどということは全くなく、
- (ウ) また、「被告のモニタリングの「方法」(判決13頁エ参照)は、調査に必要な種子数の点において著しい不備があり、その点からもこのモニタリングの「結果」を交雑の可能性の判断に用いることは不適切である」などと述べるが、当該モニタリングは、被控訴人が、栽培実験指針を遵守し、これにより求められている以上の規模で実施したものであり、「著しい不備」など存しない

のである。

カ したがって、「被告が実施した交雑防止策が十分でなかったということではできない」、「本件GMイネと周辺の非組換えイネとの間に交雑の危険があるという原告らの主張は採用できない」と判断した原判決は正当であり、原判決に控訴人らの主張する誤りは存在しない。

(4) 「補足—生命科学の基本的視点について—」について

ア また、控訴人らは、「補足—生命科学の基本的視点について—」と題して、「生命観・自然観」を皮切りに生命科学や遺伝子組換え技術全般等について、生井兵治氏の造語である「あご・ほっぺ論」なる独自の議論を交えつつ、控訴人らが信奉する「生命科学の基本的視点」について縷々説明する。

イ しかしながら、冒頭に記載のとおり、本件は、控訴人らが、被控訴人に対し、本件栽培実験の差止めと、本件栽培実験の実施により被った精神的損害の賠償を求めた事案であって、本件訴訟の審理対象は、遺伝子組換え技術及び同技術の農作物等への応用の是非、あるいは遺伝子組換え作物の野外実験一般を問題とするものではなく、あくまでも、「本件栽培実験により、控訴人らが回復不能の損害を被る具体的な危険に直面しているのか」、「控訴人らは、被控訴人に対し、本件栽培実験の中止や損害賠償を求めることができるのか」なのである。

ウ したがって、控訴人らが生命科学や遺伝子組換え技術一般に対して、いかなる「基本的視点」を有しているかどうかは、本件訴訟には本質的に無関係な事柄であるから、被控訴人としては、この点に関しても、特段の反論を要しないものと思料する。

5 付記 ー本件GMイネ及び本件栽培実験の有する意義

(1) 被控訴人の責務

被控訴人は、農業及び食品産業に関する技術上の総合的な試験及び研究等を行うことにより、農業及び食品産業に関する技術の向上に寄与すること（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法第4条参照）を目的とする独立行政法人であり、安価でより健康によく、消費者ニーズを満たす作物、より育てやすい作物、より自然環境保全に有効な作物等を開発し、食料問題や燃料問題の解決に貢献すること、また、これらを通じて我が国の食料安全保障を実現することを重要な責務としている。

(2) 遺伝子組換え技術の普遍性及び有用性

ア 米国を始めとする主要な農業国では、遺伝子組換え技術が品種改良に積極的に利用され、1996年に遺伝子組換え作物の商業栽培が開始されて以降、特定の遺伝子を利用したトウモロコシ、ダイズ、ナタネ、ワタの4作物が急速に普及し、2007年には、栽培国は23カ国、総栽培面積は1億1千ヘクタールを超える規模にまで普及・拡大している（国際アグリバイオ事業団（ISAAA）調べ）。

イ 我が国においても、海外で生産された遺伝子組換え作物が相当量輸入されており、すでに国民生活に深く浸透しているところである。

ウ 一方、世界の人口は2030年には83億人に達すると予想され、現在の世界の食料生産力では賅いきれないと懸念される中で、地球温暖化による砂漠化や異常気象などによって作物の生育環境は悪化している。また、開発途上国を中心とした人口の増加と生活水準の向上に伴う畜産物消費の増加によって、食料及び飼料用の穀物需要は確実

に増加し、加えて、水資源の枯渇、化石エネルギー資源の高騰と賦存量の減少等が食料生産力増強の制約要因となっている。

エ このような状況において、遺伝子組換え技術は、DNAマーカーを形質の選抜に用いる技術と並ぶ育種の革新的な手法として期待されており、食料生産性の飛躍的な向上を図り、人類が将来直面すると危惧される深刻な食料危機の問題等を解決する切札の一つになるものである。

(3) 本件GMイネ及び本件栽培実験の有用性及び不可欠性

ア いもち病は全国で恒常的に被害が発生している国内の最重要病害であり、病害防除に要する農薬のコストは495.2億円(2005年)、いもち病防除のためのコストは405.3億円(2005年)にもものぼり、薬剤を撒布する労力や機械の経済的負担も大きい。

イ 本件GMイネは、いもち病による生産減少を回復し、生産者の所得向上を図るとともに、いもち病対策として現在散布されている農薬の散布量を減少させることで消費者の健康維持に寄与する技術開発であり、我が国の農業、ひいては国民生活の向上に大きく貢献しようとするものである。

すなわち、本件栽培実験により開発されるべき新たなイネは、農業の生産性の向上のみならず、環境に負荷のかからない安全な農業を確立するために不可欠なものである。

ウ 他方、病害抵抗性遺伝子組換え体の研究は、現在、多国籍企業の支援を背景にベルギー、韓国、オーストラリア、中国、インド等の研究機関でしのぎを削る国際競争が展開されており、このような状況下において、もし控訴人らの請求が認められるような事態となれば、我が

国における研究が大幅に遅れることになり、近い将来、他国による品種登録、特許などの知的財産権の独占を招き、この結果生ずるであろう国益の損失は計り知れない。

(4) 小括

以上のとおり、遺伝子組換え作物に対する国際的理解は世界の潮流となっており、また、本件GMイネをはじめとする遺伝子組換え技術は、これまでの品種改良や栽培技術の改良等では限界があった低コスト・安定多収、高品質、良食味な食料、新規機能性成分を含有する食料の生産を実現し、人類の食料危機問題の解決にも大きく貢献し得るだけでなく、遺伝子機能の解明と知的財産権の取得を通じて将来の大きな国益をもたらす可能性があるものである。

もっとも、かような実態が国民の間になお十分に理解されておらず、一部に、思い込み等により「遺伝子組換え技術は危険である」として反対運動を行っている者も存在するが、被控訴人は、本件栽培実験に際し、説明会の開催等により情報提供等を実施し、本件栽培実験に対する理解が得られるよう最大限努めるとともに、カルタヘナ法に定める諸手続を遵守して本件栽培実験を実施したものであり、控訴人らの「人類滅亡仮説なる何らの合理的・科学的根拠のない議論」のために本件栽培実験が違法とされるならば、これにより失われる「我が国の国益」や「人類全体の利益」は計り知れないのである。

第3 結論

以上のように、控訴人らの控訴理由書には、原判決を取り消すべき何らの合理的な理由もなく、客観的証拠に基づき極めて詳細かつ妥当な事実認

定及び法律判断を行った原判決を覆すべき理由は一切存在せず、原判決は正当であることは明らかであるから、控訴人らによる本控訴は失当であり、直ちに棄却されるべきである。

以上